第６章　史跡地の活用と維持管理

１．活用の方針

（１）活用の方向性と方針

史跡指定地は国道 24 号を挟んで２ヶ所あり、東側は 106,500 ㎡、西側は 1,900 ㎡である。

東側地区は、遺跡全体の約１／４を占め、多重環濠を含めた居住区にあたる部分である。この地区は史跡公園として、これまでの発掘調査の成果を整備に活かす方向で検討し、この遺跡の特性を活かした歴史･自然学習の場を提供し、地域に愛され、憩いの場となる公園とする。また、観光の拠点となることで地域づくり・まちづくりに寄与するような公園とする。

西側の地区は東側地区の補完的な機能をもたせることにより、東・西地区の役割分担を明確にし、活用を図る。さまざまな活用の方策を示すには面積的にも困難であり、発掘調査情報を示しながら、鍵地区の公園として利用する方向性を示す。

また開園後においても史跡公園内で適時発掘調査をおこなうようにし、新たな成果が得られた場合は、整備手法の変更や追加をおこなうこととする。

（２）活用における役割分担

史跡公園北西に建設予定の交流促進施設、唐古・鍵考古学ミュージアムと併せて、それぞれの施設の活用内容を明確にする。

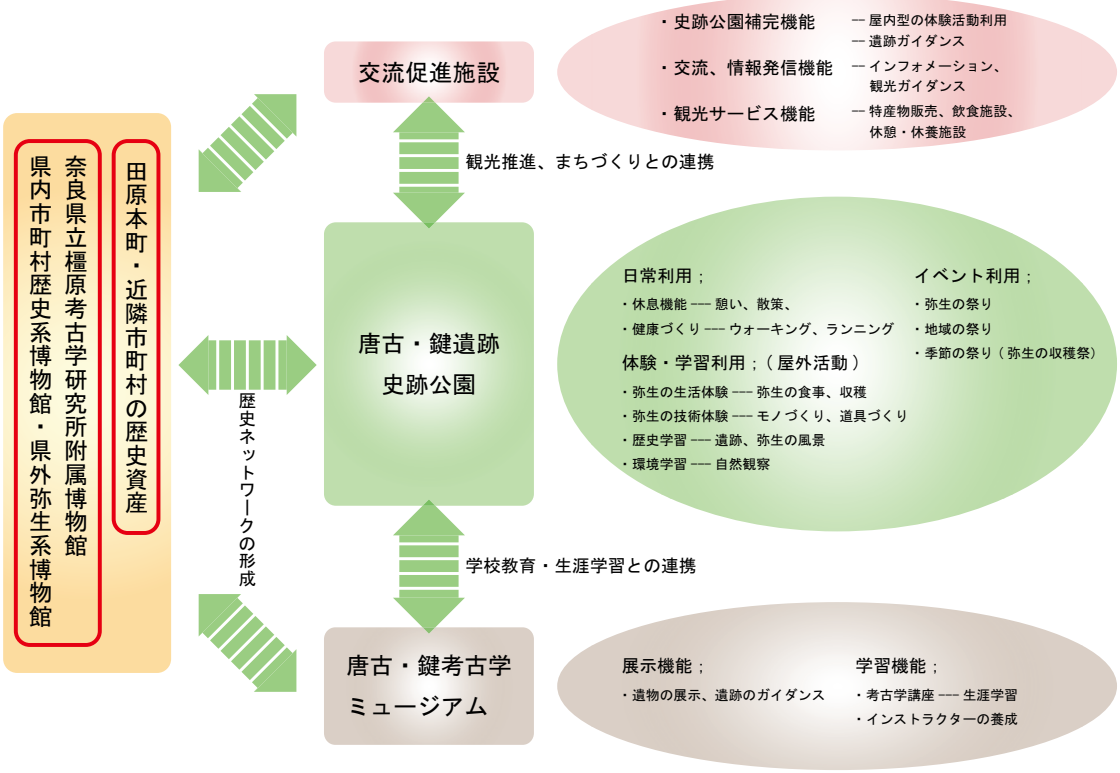

第 6-1 図　史跡公園を中心とした利用活動のイメージ

２．史跡公園としての整備

（１）整備の基本的な考え方と方向性

唐古・鍵遺跡では、基本的に遺構が地下に埋没・保存されていることから、来訪者にその価値がわかりにくいものとなっている。そのため整備にあたっては、遺構保存のもと遺跡の価値を顕在化させるための手法をとる。

国道東側の地区での整備にあたっては、「弥生の風景の再現」を目指す方向性の整備とする。国道西側の地区は、鍵地区における「ポケットパーク」的な存在として、地域に根ざした公園を目指す。また、公園整備地外においても、遺跡の範囲が把握できるような手法を検討し、将来、史跡の追加指定・公有化が進められた場合は、現在進行中の公園と一体的になるようにする。

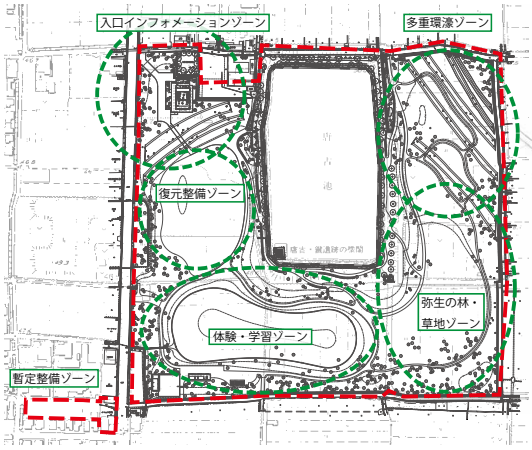

第 6-2 図　公園整備とゾーニング

第 6-3 図　公園完成予想図

（２）整備の内容

ａ．国道東側の公園の整備

国道東側の公園整備については、以下の表の通りとする。

第 6-1 表　公園整備における整備内容

ゾーン名	方向性
入口・インフォメーションゾーン	公園の玄関として来訪者を受け入れる場
復元整備ゾーン	弥生集落を表現する場
体験・学習ゾーン	屋外体験学習の場
弥生の林・草地ゾーン	花粉分析結果に基づいた植栽により弥生の風景を再現する場
多重環濠ゾーン	多重環濠の復元により、当時の景観を感じられる場

ｂ．国道西側の公園の整備

西側の公園では特に大型建物跡が検出されていることから、活用方法も視野に入れながら、東側と西側での大型建物跡を比較できるような整備が求められる。ただし、大型建物跡の全容が不明であることから暫定的な整備とし、平面表示の手法をとるのが望ましい。東側公園との視覚的な情報の共有化を図る整備手法や景観の配慮が必要になる。

３．遺構の表現方法

遺跡における遺構の表現手法としては、遺構展示（遺構露出展示・遺構複製展示）、遺構表示（平面表示・立体表示）、復元展示の３通りの手法がみられる。唐古・鍵遺跡では、既に「田原本町唐古・鍵遺跡整備委員会」を立ち上げ、整備手法の検討が重ねられてきているところであり、詳細な部分については整備委員会での検討に委ねる。

４．維持管理

（１）史跡指定地の維持管理

公園については、基本的に田原本町が維持管理を行うものとするが、近年は地元住民やボランティアの管理・運営への参加の例も増えており、そのシステムづくりが必要となる。

第 6-2 表　公園整備後に予想される維持管理の内容

種別	管理対象物	管理内容
建　物	遺構展示施設・四阿・便所・倉庫	点検・清掃・修理等
設　備	電気・給排水設備	機器の点検・保守・保安・修理等
工作物	園路・木橋・サイン	点検・修理等
復元遺構	復元環濠・(復元建物)・遺構標示物等	水質の維持管理・点検・修理等
植　栽	樹木	剪定・施肥・病虫害防除・枯木処理
	芝生地	芝刈り・施肥・灌水
	草地	草刈り

（２）植生管理

ａ．景観形成の方針

“弥生の風景”を偲ばせる空間となることをテーマに、公園内の環濠遺構を復元し、唐古池堤防は周辺地形になじむよう緩やかな地形とすることで、おおらかな景観を創りだしていく。地形づくりとともに、花粉分析や出土木材の樹種同定の成果をもとに弥生の植生の再現に取り組んでいく。

史跡公園では、東方の山並みへの眺望景観に留意し東方への眺望を確保し、南側および西側の国道 24 号側については遺跡の存在を認知させる事を検討しつつ、ある程度遮蔽していく。唐古池堤防の既存木については、適宜保全、伐採を図り、見通しを良くする。

ｂ．植生管理方法

弥生の風景を想像させる公園の整備にとって、植栽は重要な要素であり、弥生の植生に基づいた樹木等の植生を維持していくことが課題となる。弥生の植生を維持していくため、樹木や草本類の経年変化を観察しつつ、景観や樹木関係の専門家のアドバイスを受け、状況に応じた

適切な維持管理をおこなっていく。

◎樹木

植栽された樹木の剪定は最小限にとどめる。また弥生の植生を維持するとともに、景観や管理上必要と判断される場合には適宜剪定、間伐をおこなう。

◎芝生地、草地、地被植栽

草本類の維持管理については、次のようにランクを定め、きめ細かい管理から粗放な管理まで様々な維持管理作業をおこなっていく。

・ 管理ランク１：公園的な利用が主となるエリアで、草刈頻度が高い（４～５回／年）
　　対象：入口インフォメーションゾーン、復元整備ゾーン、体験・学習ゾーン

・ 管理ランク２：きめ細かい管理が必要、地被植栽を維持しながらの管理が必要
　　対象：弥生の林・草地ゾーンの園路沿い等の地被植栽部分

・ 管理ランク３：草刈頻度は中程度（２～３回／年）とし、外来種等が繁茂した場合は除去
　　対象：多重環濠ゾーン、弥生の林・草地ゾーン（園路沿いを除く）

・ 管理ランク４：粗放管理を基本とし、草刈頻度が最も少ない（０～１回／年）
　　対象：公園外周の高木植栽部分

（３）夜間の管理

公園としては、原則 24 時間開放することが考えられるが、建築施設である展示施設については夜間閉鎖とする。また復元整備ゾーンは、その整備の在り様により、たとえば竪穴住居等の弥生の建物を整備した場合には、火災や破損等の管理、保安上の面から、部分的に閉鎖する必要が生じる。他のゾーンにおいても弥生の建物を整備した場合は、建物周辺への夜間の立入りを防止する必要がある。